

## 生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書

現在、我が国では法的根拠で義務付けられた歯科健診として、母子健康法による1歳6か月児、3歳児に対する乳幼児歯科健診、学校保健安全法による小学校、中学校、高等学校の児童・生徒に対する学校歯科健診が行われ、この年代の全ての国民が歯科健診を受診している。

一方で、成人期においては、健康増進法に基づく40、50、60、70歳の歯周疾患検診、高齢者医療確保法に基づく後期高齢者歯科健診が行われているが、その受診率は極めて低いものとなっている。また、事業所における歯科健診は歯科特殊健康診断として有害業務に従事する労働者に限られている。

現在では多くの研究により、歯と口腔の健康は、全身の健康を保持・増進するための重要な要素であることが明らかになっており、人生100年時代を迎える中で健康寿命の延伸のためには、「8020運動」の取組をさらに進めるなど、歯と口腔の健康維持が極めて重要である。そのためには、ライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診機会を確保する必要がある。

こうした中、国においては、令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組を推進するとの方針が示されたところである。

よって、国におかれては、国民皆歯科健診の実現に向けた具体的な検討を早急に進めるとともに、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

### 記

- 1 国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に反映させるための必要な措置を講じること。
- 2 国民皆歯科健診の実施に関しては、国において十分な財政措置を講じること。
- 3 国民皆歯科健診の実現と合わせて、国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のための総合的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月21日

一 宮 市 議 会

提出先

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣  
経済財政政策担当大臣 衆議院議長 参議院議長